

## 研究ノート

# 保育所・幼稚園における巡回相談について

Consideration about itinerant consultation  
in nursery schools and kindergartens

佐伯 文昭

**要約：**現在、多くの保育所・幼稚園において、障害児保育が行われている。障害児保育に携わる保育者の支援の一つとして、巡回相談がある。本稿では障害児保育の歴史を顧みした後、巡回相談の定義、実施概要、コンサルテーションとしての機能、支援モデル（支援の視座）について概観した。特にICFの視座は、子どもの個人的特徴のみならず、環境因子（自然環境、社会環境、物理的環境、人的環境）を視野に入れ、アセスメントや支援を展開していくことを重要視するものであり、医療分野だけではなく、保育や幼児教育の現場においても有効と思われる。ICFは「生物・心理・社会的」アプローチであり、子ども自身やその家族、社会をより広い視野で把握することのできる有効な概念である。

今後、保育所・幼稚園における巡回相談の支援モデルのさらなる探究、ICFの視座に基づく保育支援の実践が強く求められる。

**Key Words：**巡回相談、障害児保育、幼稚園、保育所、ICF

### I はじめに

今日において、障害を持つ（困難をかかえる）子どもが保育所や幼稚園で保育を受けることは、当然のようになってきている。基本理念は、障害者基本法第1条（法の目的）にみられる。第1条は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため…」と、「共生社会」を掲げている。また、障害者基本法第16条（教育）に「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」とし、インクルーシブ教育を謳っている。

本稿では、障害児保育の歴史を顧みした後、障害児の保育に携わっている保育者の支援を行うために、実施され

ている巡回相談とは何か、また、巡回相談の枠組み、保育支援における視座について述べる。

### II 障害児保育の歴史

巡回相談の対象となる障害児の保育について、その歴史を顧みる。酒井（2007）によると、障害児保育は、1949年に戦前の愛育研究所特別保育室を前身とする私立愛育養護学校で取り組まれたのが最初である。また1954年には京都の鷹峰保育園特別保育室で障害児保育が試みられている。1955年頃から高度経済成長が始まり、働く婦人の増加に伴い保育所増設要求が出される。この頃は健常児が保育所に入所できない状況で、障害児は入所を拒否されている。また、1957年に精神薄弱児通園施設が新設されたが満6歳以上という入所制限があり幼児は利用できなかった。1960代後半から1970年代前半にかけて、障害児の不就学をなくす教育権保障運動が全国各地に広がり、就学前の障害児の保育・療育に対しても大きな影響力となった。1972年には、滋賀県大津市で福祉の推進を公約に掲げた革新派の山田耕三郎市長が誕生し、翌年、全国に先駆け、希望するすべての障害児の保育所への入所を目標とした障害児保育制度が始まる。一方、国の動きとしては、ノーマライゼーションの影響を受けて、1970年代徐々に統合保育が広がる中で、

1973年に厚生大臣（当時）の「今後における児童及び精神薄弱者の福祉に関する総合的、基本的方策」についての諮問に対して、同年11月中央児童福祉審議会は中間答申「当面推進すべき児童福祉対策について」を出した。その項目の一つに「多様化する保育需要について」があり、乳児保育の拡充と心身障害児保育の実施があげられている。「心身障害児の保育」の内容をみると、1）一般の児童と共に保育することにより障害児自身の発達が促進される面が多い、2）一般の児童も障害児と接触する中で障害児に対する理解を深めることにより人間として成長できる、3）障害の種類を限定的に考え、一般の児童とともに集団保育することにより、健全な情緒・社会性等の成長発達を促進する可能性が大きく期待できる程度の障害児を保育所に受け入れて適切な保育を行う、となっている。

この中間答申をうけて厚生省は、障害児保育事業を実施するために、1974年12月「障害児保育事業の実施について」（児発772）を各都道府県知事・各指定都市市長宛に通知した。その中に記載されている「障害児保育事業実施要綱」には、障害児保育について、以下のように述べられている。「障害児保育事業は、保育に欠ける程度の軽い心身障害を有する幼児（以下「障害児」という。）を保育所に入所させ、一般の幼児（以下「一般児」という。）とともに集団保育することにより、健全な社会性の成長発達を促進するなど、障害児に対する適切な指導を実施することによって、当該障害児の福祉増進を図ることを目的とする」とし、対象児童を「おおむね4歳以上の精神薄弱児、身体障害児等」で、「原則として障害の程度が軽く集団保育が可能で、日々通所できるもの」としている。また、障害児保育事業を行う保育所は「定員おおむね90名以上の施設」とし、対象児童の入所人員は、「一か所当たり定員の一割程度」が原則とされた。さらに、「障害児保育事業には、原則として保母2名を配置するもの」とし、「障害児の保育にあたる保母は、適宜必要な研修を受ける等研さんに努める」とし、保育方法は「一般児との混合又は必要に応じ障害児で編成する組によって指導を行うものとする」としている。こうして、初年度、全国18か所の保育所で159人の児童が障害児保育を受けることになる。そして、2010年度では全国7,221か所（全保育所数21,681か所）、対象児童は11,080人（平成24年版子ども・子育て白書）と増加している。また、2008年に全国保育協議会が行った全国調査によると、障害児保育の対象児童数は、障害者

手帳を持つ子どもがいる保育所の割合は全回答数の42.0%、4,875施設、手帳は持っていないが支援が必要と判断される子どもがいる保育所の割合は35.8%、4,163施設、対象とまで言えないが判断が難しい子どもがいる保育所は24.9%、2,897施設となっている。

一方、幼稚園での障害児保育については、文部省が1974年に「心身障害児幼稚園助成事業補助金交付要綱」（公立幼稚園）と「私立幼稚園特殊教育費国庫補助金制度」を公布し、これにより、幼稚園での障害児の受け入れに対する公的な保障が確定した。

2007年4月には特別支援教育が始まり、幼稚園、小・中学校、高等学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりするため、特別支援教育支援員を配置するために必要な経費を地方財政措置している。2010年5月1日現在、幼稚園における特別支援教育支援員の配置は、4,252人である。

以上、障害児保育の歴史を顧みると、障害児保育が保育所・幼稚園に普及してきていることがわかる。障害児など困難をかかえる子どもの保育に携わる保育者は、どのように保育（支援）を行えば良いのか、その悩みは時には計り知れないものがある。そのような悩みをもつ保育者を支援する巡回相談について、次に述べる。

### Ⅲ 巡回相談について

#### 1. 巡回相談の定義

鶴（2012）は巡回相談の定義として、最も引用されているのは「専門機関のスタッフが保育園・幼稚園を訪問し、子どもの園での生活を実際に見たうえで、それに即して専門的な援助活動を行うこと」であると指摘している。また、五十嵐（2010）は「巡回相談は、一般に保育園外の専門職が、保育現場に赴き、障害児や『気になる子』の保育について、保育士と共に考えていく、そのような保育支援のひとつとして位置づけられている。」と定義している。さらに、「小・中学校におけるLD（学習障害）、AD/HD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（文部科学省、2004）では、巡回相談の目的を「児童生徒一人一人のニーズを把握し、児童生徒が必要とする支援の内容と方法を明らかにするために、担任、特別支援教育コーディネーター、保護者など児童生徒の支援を実施する者の相談を受け、助言することが巡回相

談の目的」としている。

以上のことより、巡回相談は専門機関の専門職が保育所・幼稚園などの現場に赴き、児童・生徒の支援を実施する者の相談を受け、その課題に即して専門的な援助活動を行うものといえる。

## 2. 巡回相談の現状

巡回相談は、1974年に障害児保育が制度化され、現在までに全国の自治体の約過半数で実施されるようになっている（全障研障害乳幼児施策全国実態調査委員会、2001）。特に1996年、厚生省児童家庭局長が「障害児（者）地域療育支援事業の実施について」を通達し、地域の療育施設による巡回相談が推進された。その結果、1996年から2000年の間に、巡回相談の実施が拡大していった（近藤ら、2001）。

さらに、2007年の改正学校教育法で、各自治体の教育委員会が就学前・幼児の集団施設（幼稚園をはじめとして保育園も含んでいる）への巡回相談を、特別支援教育体制として位置づけるように定めた。特別支援教育体制になってから教育委員会や特別支援学校主体での巡回相談が増加したといわれている（五十嵐、2010）。2010年度公立幼稚園における巡回相談実施率は81.8%である（平成23年度特別支援教育体制整備状況調査）。

五十嵐（2010）は現状の巡回相談について、「一つの自治体に、従来からあった巡回相談と教育委員会による巡回相談が同時に存在することもある。異なる主管の巡回相談が保育所からあがってきたケースを分け合い、全体の相談ニーズを満たすことを目的にするのか、それとも、そのケースの特徴によって役割を分担するのか、現状は、そうした整理がまだなされていない。」と指摘している。

筆者は保健センターの相談員として、保育所・幼稚園の巡回相談を担当している。今年度、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと協働して、巡回相談を実施した。保健センターは、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施しており、その結果を踏まえて、巡回相談を実施しているが、今後、特別支援学校との協働をいかにするかが問われている。保育所や幼稚園などの保育現場が巡回相談を上手く利用し、子どもの心身の発達を支援していくために、早急に関係機関が集まり、巡回相談のあり方を検討することが必要である。

## IV 巡回相談のあり方

### 1. 巡回相談の実施概要

浜谷（2009）は、巡回相談の実務的な手順として、図1の「巡回相談の実務的な手順とコンサルテーション過程」を挙げている。それは以下のとおりである。

- (1) 担任保育者と職員が相談依頼書を作成し提出する。担任は対象児の状況（育ちと障害に関する内容・療育歴・入園時の状況など）、クラスの状況（担任と担当の役割、子どもたちの状況など）、家庭状況と保護者の考えなどを記載した依頼書を作成する。とくに、対象児の状況については、最近の様子、それまでの保育の取り組み、指導上困っていること、を詳細に記載する。また、保護者からは、生育歴、入園前の様子、家庭を含む園外での様子、園に望むことに関する記録と意見が提出される。
- (2) 相談員は、相談依頼書を読み、相談主訴がどのように生じているかに関する仮説を立てて相談当日にのぞむ。
- (3) 相談員は、相談主訴に対応して保育のどのような状況を観察するのかを打ち合わせる。
- (4) 保育場面（設定場面・自由遊び・生活場面の異なる3つの場面など）の行動観察を行い、対象児の発達と障害、保育者の関わり、対象児と他の子どもの関係等について情報を収集する。
- (5) 担任保育者の同席のもとで、別室で発達検査（新版K式発達検査）を実施する。
- (6) 報告と話し合い：相談員は、対象児とクラスの状況に関する詳しい所見（行動観察、発達検査、聞き取り

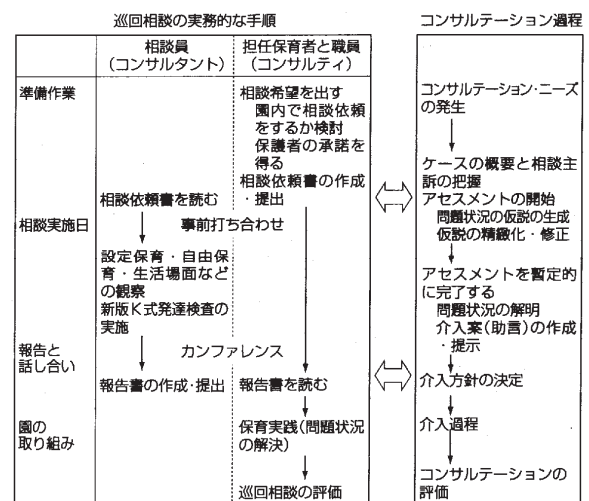


図1 巡回相談の実務的な手順とコンサルテーション課程（浜谷、2009）



などによるアセスメントを総合した判断)と、その所見に基づき担任保育者の主訴に対する助言(介入案)を記した報告書を作成する。後日、報告書に基づき、関係者はカンファレンスをもつ。カンファレンスでは、所見について意見交換を行い、確認や修正を行う。次に、助言について意見交換を行い、介入案を確認・修正・決定・具体化する。

また、芦澤ら(2008)は巡回相談実施概要として、以下の流れを示している。

(1) 依頼書の受付

X市の担当課が幼稚園からの所定様式の依頼書を受け取る。依頼書には、保育の状況(学年クラス数、在籍クラスの数、職員体制、通園方法、給食の有無)、子どもの生育歴(出生時の体重、出生時の異常の有無、定頭・始歩・初語の時期、乳幼児健診の結果、療育歴/専門機関受診の有無など)、入園前の保育状況、保育者の考え、及び子どもの現在の園での様子、これまでの幼稚園での教諭の関わり、教諭が指導上困っていることと相談したいことを記入する欄からなる。依頼書は、担任が記入し、保護者の考え、生育歴については、担任が保護者に直接聞いて記入する。

(2) 当日の流れ

- 1) 打ち合わせ：巡回当日は、巡回相談員と行政担当者が子どもの登園時間に合わせて園に出向き、園長や主任及び担任と打ち合わせを行い、当日の段取りを決める。
- 2) 観察：午前中、昼食が終わるまで観察を行う。一般に、登園後の一斉保育が始まる前の自由遊び、朝の会(一斉保育の開始)、設定保育、昼食時間の観察を行う。
- 3) 発達検査：午後、降園までの自由時間に新版K式発達検査を行う。検査には通常担任が立ち会い、検査の様子を観察する。子どもは、担任が同伴することで安心して検査を受けることができる。
- 4) 保護者面談：発達検査終了後、保護者面談を行う。保護者面談は、園と家庭の協力体制を構築することを目的とする。面接には通常、相談者、保護者、担任、園長、行政担当者が同席する。行政担当者は、原則的にはオブザーバーの立場であるが、市への要望などが保護者や園から出されたとき、例外として話し合いに参加する。

相談員は、保育者に幼稚園での様子と発達検査の結果の概要を伝え、保護者から家庭での様子などを聞き、

情報交換を行いながら、園と家庭が協力できることについて話し合う。

- 5) カンファレンス：保護者面談後、相談員と教諭(園長、担任、他クラス担任などの教諭)の間でカンファレンスを行う。相談員は、観察と発達検査、及び保護者面談から得た情報をもとに暫定的なアセスメントを行い教諭らに伝える。その内容をもとに、カンファレンスに出席した教諭らが情報や意見を出し合いアセスメントを充実させていく。担任、園長、他クラス担任など、できるだけ多くの教諭が出席し、園全体で子どもと保育の問題を共有し、教諭間の協力体制を作る。
- (3) 報告書の作成：後日報告書を作成し幼稚園に送付する。報告書は、観察で得たエピソードとその解釈、検査の様子と結果の概要、カンファレンスで議論した内容を含む総合的なアセスメント及び助言からなる。

以上、2人の巡回相談の概要を記したが、筆者も浜谷、芦澤らとほぼ同じ方法で、巡回相談を実施している。巡回相談において、重要なことは、子どもに関わる情報の収集、カンファレンス、報告書である。子どもに関わる情報の収集は、依頼書、行動観察、発達検査、聞き取り等で行う。カンファレンスでは、担任、他の保育士(教諭)、主任、園長等、児童に何らかの関わりがある者が把握している事実や見立てを可能な限り提示してもらい、園で実現可能で児童にとって、より適切で効果のある処遇のあり方を検討する。報告書はカンファレンスをふまえて、相談員の視点から問題状況と支援方法について簡潔にまとめる。その際、実際の保育場面のどの活動がアセスメントの根拠であるのかをわかり易く書くことが大切である。

## 2. コンサルテーションとしての巡回相談

### (1) コンサルテーション (consultation)

Caplan, G. は、コンサルテーションとは、「2人の専門家(一方をコンサルタント(consultant)と呼び、他方をコンサルティ(consultee)と呼ぶ)の間の相互作用の1つの過程である。そしてコンサルタントはコンサルティに対して、コンサルティのかかえているクライアントの精神衛生に関係した特定の問題をコンサルティの仕事の中でより効果的に解決できるよう援助する関係をいう」と定義している。これを巡回相談に当てはめると、コンサルテーションとは、巡回相談員(コンサルタント)が、何らかの課題(問題)を抱えている児童の保育に携わっている保育者(コンサル

ティ) に対して、児童をどのように援助したらよいかを支援することを意味する。

ここで、スーパービジョンとコンサルテーションが混同されやすいので、その違いについて述べておく。加藤(2005)はその違いについて、次の4点を挙げている。

- 1) スーパーバイザーとスーパーバイジーは同業者の関係であり、コンサルタントとコンサルティは異業者の関係である。スーパービジョンは同じ専門家同士の関係であり先輩専門家が後輩専門家を相手にする関係であるが、一方コンサルテーションは精神科医師と保健師の関係や臨床心理士と中学校教師等違った専門家同士の関係である。
- 2) スーパービジョン関係の場合は、スーパーバイジーの抱えているクライアントに対してスーパーバイザーはクライアントの責任を負っている。これに対してコンサルテーション関係の場合は、コンサルティの抱えているクライアントに対してコンサルタントはクライアントの責任を負わない。つまりスーパービジョンは共同責任であるが、コンサルテーションはあくまでもコンサルティが主役で自己責任を負う点が特徴である。
- 3) スーパービジョン関係ではスーパーバイザーとスーパーバイジーの関係は上下関係になるが、コンサルテーション関係ではあくまでもコンサルタントとコンサルティは対等の関係である。
- 4) スーパービジョンではスーパーバイザーはスーパーバイジーの逆転移感情等を指摘したり、スーパーバイジーの意識していないケースとのかかわりやスーパーバイジーのこだわりなどを問題にすることがあるのに対して、コンサルテーションではそこまでコンサルティの鎧を剥ぐことはしない所がある。

## (2) コンサルテーション関係の特徴

専門家同士の活動であるコンサルテーションは、互いの自由意思に基づいて開始され、コンサルティとコンサルタントの間には利害関係がないのが原則である。また、問題解決の主体はコンサルティにある。コンサルテーションでは、問題帰結を中心とした支援が行われ、カウンセリングのようなコンサルティの内面の変容は目標としない。コンサルタントは、専門家としてのコンサルティの能力や経験、専門性を重視し、それらを活用できるような問題解決法を考えることをめざし、コンサルティの主体性が損なわれないよう、コンサルティがコンサルトに依存しないように配慮する。

## (3) コンサルテーションとしての巡回相談

浜谷(2005)は巡回相談を相談員による保育者へのコンサルテーションとみなして分析し、巡回相談のあり方として、以下の点を指摘している。

- 1) コンサルティの自由な意思に基づいて行われ、コンサルタントとコンサルティは対等であることが望ましい。
- 2) 専門家としてのコンサルティを尊重し、コンサルティの個人的問題は取り扱わない。
- 3) コンサルティは保育園組織の一員であること、また、保護者や地域の諸機関と関係を持つことを重視し、コンサルティはそれらと連携協同することによって機能を高めることができることに注目する。
- 4) クライアントは、他の子どもと関係をもち、また、担任や担当保育者だけでなく、園内の多くの職員と関係をもちながら発達することに注目する。

そして、米国のスクールコンサルテーションの枠組みを参照して、巡回相談の特徴として、以下の4点を挙げている。

- 1) 保育者にアセスメントと助言を提供して、保育者がそれを参照して保育することによって子どもの状態が改善されるという間接的支援である。
- 2) 保育者の依頼によって相談が開始され、保育者が積極的に相談に参加し、相談員と保育者は対等な関係で、保育者が相談を利用することを重視する。
- 3) アセスメントが不可欠である。アセスメントは2種類行う。1つは、保育園の生活場面の生態学的妥当性を尊重し、子どもと環境の相互作用を観察・インタビュー・資料などからアセスメントする。もう1つは、子どもの発達と障害の状態について発達検査を用いてアセスメントする。
- 4) アセスメントに基づいて保育者が実行可能な助言を行う。

また、以下の6つの支援機能をもつことを明らかにしている。

- 1) 保育方針の作成
- 2) 障害などの理解
- 3) 保育意欲
- 4) 保育成果の評価
- 5) 協力連携
- 6) クラスの他児への保育

また、保育者が保育の状態が適切かどうかを判断するときにアセスメントが参照され、保育方針を作成するときに助言が参照されるという構造を明らかにしている。その結果、保育者は心理的に安定するとともに意欲的に保育実践に取り組むことができるようになる」と述べている。

## V 巡回相談における支援モデル（支援の視点）

### 1. 浜谷モデル

浜谷（2006）は、図2の「巡回相談による教育実践への支援モデル」を提示し、以下の3つの支援を説明している。

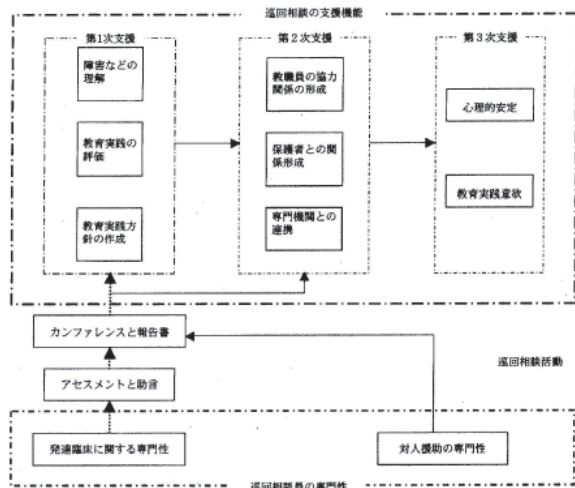


図2 巡回相談による教育実践への支援モデル  
（浜谷，2006）

#### 1) 第1次支援

カンファレンスと報告書によって、担任は障害などの理解を得て、それまでの教育実践を評価し、新たな教育実践方針を作成する。これらは、最初に受ける支援であるという意味で第1次支援と呼んでいる。

#### 2) 第2次支援

第1次支援は、教職員の協力関係、保護者との協力関係、外部の専門機関との連携を円滑にしたり、強化したりする。これを第2次支援と呼んでいる。

#### 3) 第3次支援

その結果、担任は心理的に安定するとともに意欲的に教育実践に取り組むことができるようになる。これを第3次支援と呼んでいる。

なお、浜谷は、上記の支援モデルを用いて、「巡回相談による保育実践への支援モデル」をも示している。

巡回相談は、対象児・クラス・家庭に関する資料、保育者等の関係者からの聴取、保育場面の観察、場合により発達検査によるアセスメント等により、所見と助言を提示することにより、浜谷の示す第1次支援を行い、関係者の全員参加のカンファレンスと関係者への報告書等により、浜谷の示す第2次支援を行うことであると言える。ここで大切なことは、子どもの課題に対して関係者がともに関与し、状況の理解を深め、教育（保育）実践の方針を協働して考えることである。

### 2. 松村らのモデル

松村ら（2010）は、浜谷モデルでは第1次支援から第3次支援へと段階的に進展すると仮定しているが、浜谷の第1次支援（障害の理解、教育実践の評価、教育実践方針の作成）⇒第2次支援（教職員の協力関係の形成、保護者との関係形成、専門機関との連携）⇒第3次支援（心理的安定、教育実践意欲）の流れのように、段階を追って支援機能が深まるとは言えないことを指摘している。そして、新たに、図3に示す「巡回相談による新たな教師支援モデル」の構築を試みている。

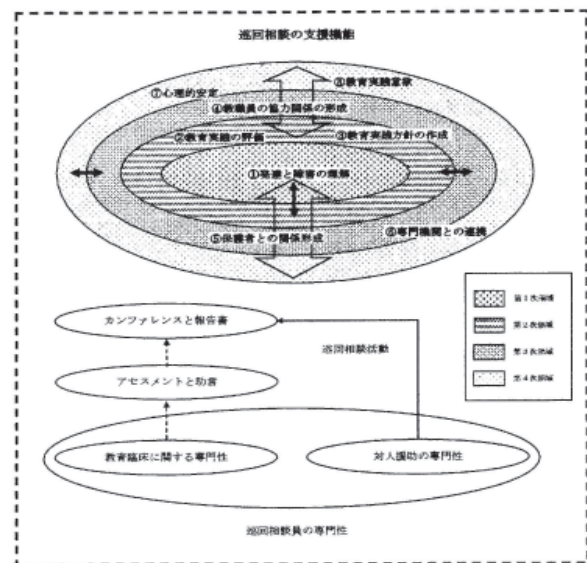


図3 巡回相談による新たな教師支援モデル  
（松村ら，2010）

このモデルでは、

- (1) 階層性と相互関連性を重視し、浜谷の第1次支援レベルから第3次支援レベルという一方向的な継時的な流れを想定するのではなく、障害理解等の基本的な支援内容から心理的安定等の精神的な支えを支援内容とする、第1領域から第4領域を設定している。第1次支援領域は子ども理解、第2次支援領域は教育実践、第3次支援領域は学校内の組織と保護者との関係、第4次支援領域は担任に関することとしている。
- (2) 浜谷モデルの第1次支援の、障害などの理解・教育実践の評価・教育実践方針の作成の3つのカテゴリーを支援内容の違いから2つのカテゴリーに分離し、図に示すように、第1次支援領域と第2次支援領域に配置している。
- (3) 「障害の理解」は「発達と障害の理解」に変更している。



- (4) 巡回相談員の専門性の「発達臨床に関する専門性」を「教育臨床に関する専門性」に変更し、その理由として、教育臨床に関する専門性には、保育や授業評価を通して子どもを理解するなどの視点が含まれるが、浜谷モデルでは、心理学的専門性が強調されているが、教育実践の専門性も求められるからと述べている。
- (5) 松村らは、支援モデルの8つの機能（①発達と障害の理解 ②教育実践の評価 ③教育実践方針の作成 ④教職員の協力関係の形成 ⑤保護者との関係形成 ⑥専門機関との連携 ⑦心理的安定 ⑧教育実践意欲）の意義と課題等をまとめている。

### 3. ICFモデル（児童の支援における視座）

特別支援学校学習指導要領解説編（2009）に「障害の捉え方の変化と自立活動とのかかわり」について、解説が加えられ、ICFの考え方を特別支援教育現場に導入することが求められた。巡回相談における保育支援において、このICFの考え方は非常に重要な視座と思われるが、保育現場においてあまり知られておらず、その内容について述べる。

木原（2011）は、「国際生活機能分類（以下、ICF）」（図4参照）に基づく保育支援の考え方を示している。ICFは2001年に「国際障害分類（ICIDH）」に代わるものとして、WHOにより正式に決定されたものである。ICFの目的は「健康状況と健康関連状況」の研究のための科学的基盤の提供、「健康状況と健康関連状況」を表現するための共通言語の確立を目指している。具体的には、ICFでは環境因子と個人因子をより重視した形で、「心身機能・身体構造」「活動」「参加」という3つの次元を提案し、それらが相互に影響しあうモデルとして提案されている。なお、ICFは原則中立的な用語を使用するため、否定的な用語を使用しない。

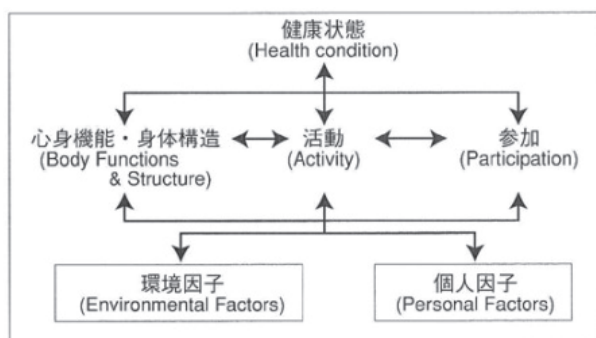


図4 国際生活機能分類の生活機能構造モデル（2001）

木原は、ICFモデルの考え方は次の3点に要約されると述べている。

- 1) 障害の有無にかかわらず、人は心身の機能を働かせて、さまざまな活動を展開し、社会のあらゆる分野に参加する権利を有する存在である。
- 2) 障害は活動と参加に困難をもたらす。
- 3) 困難は環境整備のあり方、度合いによって変化する。

この考え方に基づくと、保育支援の目的は、保育という環境因子を整備することにより、子どもの活動と参加を保障し、健康状態を維持することである。例えば、生活面での人的・物的支援、バリアフリー化、保育内容（教材や教授法）の工夫、個別指導計画（IEP）の作成などは、それらによって、障害があっても、活動の制約をなくし、保育参加できるようになることをめざすのである。そうした支援を実現するには、子どもがどのような状況下で活動できるのか、アセスメントする必要がある。

大川（2004）は、活動には2水準あり、それは、“できる活動（能力）”と、“している活動（実行状況）”であると指摘している。2水準の活動をアセスメントするためには、保育の場において、子どもができるのにしていな活動はあるのか、できないのにしている活動はあるのかを検討しなくてはならない。前者の例は、子どもの持っている能力が、保育室の環境や他児の存在によって発揮できない場合である。支援としては、可能な限り子どもを取り巻く阻害的な環境要因を統制することである。後者の例は、集団場面ではモデルとなる他児を模倣しているが、一人では活動の意味が分からずできない場合である。この場合には、個別支援により、活動の目的や方法を理解して実行できるように援助することである。

このICFモデルは、困難をかかえている児童を支援する際に、環境因子（自然環境、社会環境、物理的環境、人的環境）を整えることにより、その児童が活動しやすくなり、そのことにより、その状況に参加しやすくなることを示しており、児童の支援を考える際に、非常に大切な視座であると言える。なお、環境因子を整える際、児童だけに焦点をあてたマイクロレベルだけではなく、家族等のメソレベル、専門機関、行政、制度等のマクロレベルにも焦点を当てることが大切である。

### VI まとめ

本稿では、障害児保育の歴史を顧み、そして、巡回相

談の相談の流れや理論モデルを概観した。巡回相談はいかに障害児保育を支援するかが課題であり、具体的には相談員が、困難をかかえる児童の保育に携わっている保育者をいかに支援するかが問われている。巡回相談のあり方の一つとして、コンサルテーションとしての巡回相談がある。保育所や幼稚園において、気になる子どもの保育を行うのは、保育者（コンサルティ）であり、それを支援するのが相談員（コンサルタント）である。浜谷（2005）はコンサルテーションの視点から巡回相談の中核的な支援として、1）保育者が保育状況を適切かどうか判断できるように保育成果をアセスメントする。2）保育状況が不適切だと判断したときには、保育者が保育方針を作成（クラスの他児への保育を含む）できるように助言をする。3）保育状況が適切だと判断した時には、アセスメントと助言によって保育者が自信と意欲を持つことができるように配慮する。4）このような過程全体が障害などの理解を支援できるように行う。などを挙げている。また、ICFの視点から子どもの支援を考えることは、障害のあるなしを問わず、すべての児童がより活動的で、より社会に参加しうる支援を考える際、非常に有効な視点である。今後、ICFの概念が保育現場に浸透していくことを望む。

本稿では述べなかったが、保育所と幼稚園の違いを考慮した巡回相談のシステムの検討、従来型の巡回相談と教育委員会（教育センターや特別支援学校）の巡回相談のあり方等の検討が必要である。

#### 引用文献・参考文献

- 芦澤清音・浜谷直人・田中浩司（2008）. 幼稚園への巡回相談による支援の機能と構造：X市における発達臨床コンサルテーションの分析. 発達心理学研究, 19 (3), 252-263.
- 五十嵐元子（2010）. 首都圏における巡回相談のシステムの状況について. 白梅学園大学短期大学教育・福祉研究センター研究年報, 15, 25 - 30.
- 大川弥生（2004）. 介護保険サービスとリハビリテーション－ICFに立った自立支援の理念と技法. 中央法規出版
- 加藤三雄（2005）. 総合保育へのコンサルテーション. 豊橋創造大学短期大学部研究紀要 (22), 53-63.
- 木原久美子（2011）. 巡回発達相談による「気になる」子どもの保育支援：発達相談員としての力量形成のための試論. 帝京大学心理学紀要, 15, 39-52.
- 近藤直子・白石恵理子・張貞京・藤野友紀・松原巨子（2001）. 自治体における障害乳幼児施策の実態. 障害者問題研究, 29

(2), 96-123.

- 酒井教子（2007）. 名古屋市における統合保育の歴史と課題. 名古屋市立大学大学院人間文化研究科人間文化研究, 8, 157-171.
- 末次有加（2011）. 戦後日本における障害児保育の展開－1950年代から1970年代を中心に－. 大阪大学教育学年報, 16, 173-180.
- 全障研障害乳幼児施策全国実態調査委員会（2001）. 自治体における障害乳幼児施策の実態. 障害者問題研究, 29 (2), 96-123.
- 鶴 宏史（2012）. 保育所・幼稚園における巡回相談に関する動向. 帝塚山大学現代生活学部紀要, 8, 113-126.
- 内閣府（2012）. 平成24年版子ども・子育て白書.
- 浜谷直人・松山由紀・秦野悦子・村岡町子（1990）. 障害児保育における専門機関との連携－川崎市における障害児保育巡回相談のとりくみの視点と特徴－. 障害者問題研究, 60, 42-52.
- 浜谷直人（2005）. 巡回相談はどのように障害児統合保育を支援するか－発達臨床コンサルテーションの支援モデル. 発達心理学研究, 16 (3), 300-310.
- 浜谷直人（2006）. 子どもの発達と保育への参加を支援する巡回相談. 発達, 107, 2-10.
- 浜谷直人編著（2009）. 発達障害児・気になる子の巡回相談－すべての子どもが「参加」する保育へ. ミネルヴァ書房.
- 松村 齋・黒田吉孝（2010）. 保育所や学校への巡回相談による高機能自閉症スペクトラム児に対する教師支援モデルの構築. 滋賀大学教育学部紀要, 60, 123-141.
- 文部科学省（2004）. 小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）.
- 文部科学省（2009）. 特別支援学校学習指導要領解説自立活動編（幼稚園・小学部・中学部・高等部）.